



今月のお知らせ

感染症の流行状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

ペン習字教室

日時：2月17日（月）13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：「絵手紙」「実用的な書」
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



みんなの楽級 さわやかサロン ペン習字教室

合同の1年間を振り返る会

日時：2月27日（木）10時00分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：①昼食（おにぎり等）づくり
②振り返りと今後の取り組み希望
昼食を取りながら、1年間の振り返りと今後の取り組みについて話し合います。世間話もします。

倉吉市人権教育研究会（市人研）会員研修会【DVD上映】

長島愛生園 隔離された人生に学ぶ

～境港市出身 元ハンセン病患者 石田雅男さんの生き方～

日時：2月8日（土）14時00分～15時30分
場所：エースバック未来中心 セミナールーム3
申込み：不要 ※市人研会員以外も参加できます。

お問い合わせ
市人研事務局（倉吉市人権政策課内）
電話：22-8130

倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座（病気に関わる人権）

「たかが搬送、されど搬送」 ～自分らしく生きることに関わり添って～

日時：2月11日（火・祝）13時30分～15時00分
場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
講師：上野 泰葉 さん（くらよし民間救急ぬのこ代表）

お問い合わせ：倉吉市人権政策課 電話：22-8130

事前申込不要

鳥取県中部初の民間救急患者等搬送事業者の認定を受け、活動をされています。
民間救急事業を始められた理由、利用者や家族に関わり添い自分らしく生きる権利についてのお話をさせていただきます。

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/FAX 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2025年2月1日発行 No.364
〔発行所〕さわやか人権文化センター
〔所在地〕〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
〔電話兼ファックス〕0858-28-2017
〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

久米中学校地区学習会

学習会 1年間がんばりました！

2024年度の久米中学校地区学習会閉講式が12月18日に行われました。

参加生徒は1年間を振り返り、学習会に参加して得たものや来年度に向けた決意などを、保護者や学習会に関わっていただいた皆さんの前で、それぞれの思いを込めて発表しました。

生徒への激励メッセージ

学習会にかかわった先生や関係者から、「それぞれが考えを深めて、みんなの前で堂々と言えている。良い学びをしている」「学習会で学んだ皆さんの方が人権問題について知っていることが多いのかもしれない。私たちも学び続けたい」「未来の自分の可能性を広げていくために、とても大事な学習と思う」など、生徒の学びを応援するたくさんのメッセージをいただきました。



これからも地域全体で、子どもたちの健やかな成長を見守り育てることに、ご支援、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

学習会参加生徒の発表（一部）

○誰か差別をしていたら自分から注意できるよう心がけていきたい。
○たくさんの差別体験を知り、少数派の人の気持ちになって一度考えてみる事が大切。
○知らなければわからない。知っている自分がきちんと意見できるようにしていきたい。
○自分の生活や身の回りのことに今日学んだことを結び付けて物事を考えられるようになった。
○自分一人で行動することは簡単なことではない。仲間と一緒にできることもたくさんある。今ある仲間を大切にしたい。
○自分は「普通」だから、自分と違うことをしている人を「普通ではない」と決めつけてしまう。自分と違う人がいるから生活が豊かになる。

2025(令和7)年度 鳥取県育英奨学生(高等学校等奨学資金)募集要項【概要】

育英奨学金貸与制度

県内に保護者の住所があり、経済的理由により修学が困難な高等学校等の在学者に対して、育英奨学資金が無利子で貸与されます。
(募集人数： 230人予定)

申請資格 (次の要件をすべて満たす者とします)

- (1) 保護者の住所が県内にあり、高等学校等（県外含む）に在学すること。
- (2) 申請者の属する世帯の年間所得が基準額以下であること。
- (3) 修学に対する意欲があること。
- (4) 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- (5) 鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額を超える無利子の貸与を受けていないこと。



貸与月額

国公立の高等学校等			私立の高等学校等		
自宅通学	月額	18,000円	自宅通学	月額	30,000円
自宅外通学	月額	23,000円	自宅外通学	月額	35,000円

※自宅外通学：奨学生本人が生計を同一にする世帯から離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃負担が生じている場合。

貸与期間 2025（令和7）年4月から、高等学校等の正規の修業年限の終了する月までとします。

奨学資金の返還

- (1) 貸与の終了後15年以内（中途辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦または月賦のいずれかの方法で、口座振替により返還していただきます。
- (2) 奨学資金は奨学生本人に貸付けていますので、奨学生が大学等に進学したときは、その学校を卒業した後での返還（返還猶予）を希望することができます。

申請締切 2025（令和7）年4月18日（金）

連帯保証人等 申請には連帯保証人および保証人が必要です。

※選考結果は、2025（令和7）年6月中旬に通知される予定です。

詳細問い合わせ 鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室（電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176）

倉吉市の就職支度金制度のご案内（概要）

新たに学校を卒業・終了する人のうち、身体に障がいのある人などを対象に、就職支度金を支給します。

対象者：下表①～③のすべてを満たす人

①次のいずれかに当てはまる人 ・身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかを所有する人 ・統合失調症などの精神疾患の診断を受けている人 ・同和地区に居住する人、または居住していた人	②新規に県内の中学校、高等学校、特別支援学校を卒業する人、または各種学校、専修学校を修了し、卒業・修了月の翌月末までに初めて就職が決定（内定）した人で次の全てに当てはまる人 ・公共職業安定所または卒業した学校の紹介 ・常用雇用者（1年以上の契約社員を含む）	③保護者が倉吉市内に住所を有する人
--	--	-------------------

支給金額：25,000円

申請期限：2025（令和7）年2月28日（金）

詳細問い合わせ：倉吉市 人権政策課 電話 22-8130

個人情報情報が危ない！？



交流サイト（SNS）に投稿した書き込みや写真から自宅や居場所を特定され、空き巣やストーカーなどの被害に遭う事件がありました。写真に写った建物や信号機などの背景のわずかな特徴から撮影場所を特定されていたのです。

また、企業が保有する利用者・顧客の情報がサイバー攻撃などの外部攻撃により不正に流出する事件があいついでいます。流出した個人情報は、不正に売買されたり、特殊詐欺の標的、アカウント（スマホ・パソコン・アプリ・インターネット上のサービス等）を利用する際に必要なIDやパスワード）の乗っ取りやなりすましなどの被害につながることも考えられます。乗っ取られたアカウントは、クレジットカードの不正利用、新たな情報の盗み出しや別の犯罪への利用などのケースも考えられます。

最近、闇バイトとして強盗事件が多発し、地域社会に恐怖と不安が広がっていますが、この闇バイトによる犯罪についても、個人情報の取り扱いが大きく関係しています。

「鳥取県内の被差別体験聞き取り」より

60代女性 2012年
妹の夫は、被差別部落出身の妹と結婚し、地区外に住んでいます。妹の息子の交際相手が身元調査を行ったようで、「近くに同和地区がある」と言われたという。結局、妹の息子は別れた。

個人情報とは（主なもの）

- ①名前、生年月日、住所（本籍）
- ②「tanaka.taro@abc-shoji.co.jp」のように所属団体と名前から本人を特定できるメールアドレス、カードのパスワード
- ③個人を識別できる写真、ビデオ画像、電話録音など
- ④生徒の成績情報、職員の評価情報
- ⑤インターネット、官報などで公開されている個人に関する情報
- ⑥家族状況、資産状況、学歴・職歴、名前と関連付けられている全ての情報（レンタルビデオの履歴、施設の利用履歴 他）

オンラインストア利用者の情報流出

企業や団体のオンラインストアなど、電子商取引（EC）サイトがサイバー攻撃に遭い、クレジットカード情報ほかの個人情報が流出する被害が相次いでいる。

2019年ごろから被害が確認されていた。2024年8月以降、少なくとも7つの企業・団体から計33万件超の個人情報が漏えいした疑いがある。

攻撃者の手口は、一般の利用者を装って注文フォームに不正プログラムを埋め込み送信。サイト運営者が注文内容を確認すると不正プログラムが動き出し、外部から遠隔操作ができるようになる。そのうえで、顧客が入力した情報を別のサーバーにも送るようにサイトを改ざんし、カード情報などを盗んでいるとみられる。

（2025.1.8付報道より）

個人情報流出による被害

個人情報が結婚や就職時に不正に取られることがあります。その個人情報を使って身元調査が行われています。

最近ではインターネットで、簡単に個人の住所などを探することができます。実際にインターネットの情報を見て、役場に「そこが被差別部落かどうか」を問い合わせる事象が発生しています。

SNSに載せた写真や書き込みが身元調査に利用される可能性もあります。

さらには、メディアなどで話題となるような事件・事故では、その関係者の個人情報や噂・批判などを真偽に関係なくインターネット上にさす行為が頻発しています。さらされた本人や家族への差別や人権侵害が深刻化しています。

考えていきませんか、個人情報の取り扱い

名前や住所などの基本的な情報は、社会生活を送るにあたり、自らが他人に伝えることが多い情報です。しかし、個人情報とはそうした情報だけではなく、その個人の経歴や行動内容がわかるすべてのものが個人情報となります。自分の情報も他の人の情報も大切に扱わなければなりません。